平成２９年度　第１２回あ さ ぎ り 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

招 集 年 月 日	平成３０年３月１２日（月）				
招 集 の 場 所	あ さ ぎ り 町 議会議場議員控室				
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開　会	平成30年3月12日　午後1時33分	副会長	林田　樫臣	
	閉　会	平成30年3月12日　午後1時56分	会　長	林田　樫臣	

応（不応）招委員及び出席並びに	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
欠席委員 出　席　２４名 欠　席　　２名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	1	杉下　和治	○	１４	廣瀬　孝喜	○
	2	多田　喜一郎	○	１５	重信　洋一	○
	3	上田　辰己	○	１６	溝口　秀人	○
	4	的射場　洋一	○	１７	三宅　武二	○
	5	恒松　純生	○	１８	吉田　利明	○
	6	宮原　久子	×	１９	平川　　勇	○
	7	豊永　安茂	○	２０	井上　正次	○
	8	西　　秀人	○	２１	石山　孝史郎	○
	9	林田　樫臣	○	２２	松本　廣幸	○
	１０	平田　作實	○	２３	中村　陽子	○
	１１	田崎　洋一郎	○	２４	橋口　丈一	○
	１２	上野　勇一郎	○	２５	福永　高嗣	○
	１３	濱田　定武	○	２６	鶴田　和典	×

議事録署名委員	２３番　中村　陽子　　２４番　橋口　丈一
出席した農業委員会職員	事務局長　大林　弘幸　　課長補佐　山本　祐二
議　事　日　程	日程第１　会議録署名委員の指名 日程第２　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について 日程第３　報告第２号　許可不要転用届について 日程第４　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 日程第５　議案第２号　農地法第３条許可申請取下書について 日程第６　議案第３号　農用地利用集積計画（第３回）の決定について

開会　午後１時３３分

●**農業委員会事務局長（大林　弘幸君）**　それでは、会議の冒頭、開会前にあたり、本日、鶴田会長が先週の金曜日から検査入院のため、本日、欠席ということです。それによりまして、あさぎり町農業委員会会議規則の第１８条の規定により、本日の議事進行につきまして、職務代理者の林田委員にお願いしたいと思います。林田委員、議長席へお願いします。

●**農業委員会事務局長（大林弘幸君）**　それでは開会いたします。起立。礼。着席。

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　皆さん、こんにちは。今日は、会長が入院ということで議長を務めさせていただきます。慎重審議のもとに議事がスムーズに進みますように皆様のご協力をお願いします。ただいまの出席委員は２４名です。定足数に達していますので、平成２９年度あさぎり町農業委員会第１２回総会を開会いたします。ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第１　会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　日程第１、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第１７条の規定によって、２３番、中村陽子委員、２４番、橋口　丈一委員を指名いたします。

日程第２　報告第１号

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　日程第２、報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業振興課課長補佐（山本　祐二君）**　はい。それでは報告いたします。資料２ページ目左手をご覧ください。今回は、４件の合意解約となっております。解約理由については、申請番号２１番から２４番、すべて第三者貸し付けのため、申請番号１５番から１６番が経営規模縮小のため、申請番号１７番、１８番が所有権移転のためとなっております。以上で報告を終わります。

日程第３　報告第２号

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　日程第３、報告第２号、許可不要転用届出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業振興課課長補佐（山本　祐二君）**　はい。それでは報告いたします。資料は２ページ目右手をご覧ください。今回は、２件の許可不要転用届出が提出されております。申請番号１番について、地目は田、面積3000 ㎡のうち 27 ㎡を堆肥置き場として転用するものです。申請番号２番について、地目は田、面積 661 ㎡のうち 97 ㎡を農作業用通路として転用するものです。なお、申請地の位置図及び字集成図を３ページから４ページにかけて掲載しております。以上、報告を終わります。

日程第４　議案第１号

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　日程第４、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（大林弘幸君）**　はい。農地法第３条の許可申請について説明いたします。今回は、使用貸借権１件と所有権移転１件の審議をお願いします。最初に申請番号３５番ですが、資料は、５ページ及び６ページになります。賃貸人は町内の個人の方で、賃借人は町内の法人の方です。移転する土地としましては１筆で、地目は、台帳・現況とも畑で、面積が 10,823 ㎡となっております。移転する契約としましては、社員が所有する農地を農業法人への使用貸借となっております。譲受人は、申請地に、牧草を作付けされる予定です。

次に申請番号３６番ですが、資料は、５ページの左側と７ページから８ページの地図になります。譲渡人

及び譲受人は、共に町外の個人の方です。移転する土地としましては６筆で、地目は、台帳・現況とも畑で、面積が合計で 12,796 ㎡となっております。移転する契約としましては売買で、反当り３０万円となっております。譲受人は牧場を経営されている方で、申請地にソルゴー、イタリアンを作付けされる予定です。

以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班１班の現地調査がありましたので、申請番号３５番の案件について、７番委員の豊永安茂委員より、申請番号３６番の案件について、１７番委員の三宅武二委員より、それぞれ順次報告をお願いします。

○７番委員（豊永　安茂君）　はい、７番、豊永です。３５番の申請について、本日の現地調査の報告を致します。資料は５ページ、６ページとなっております。申請地なんですけど、皆さんもご存じの南稜高校の神殿原農場から北東に２００ｍほど行ったところの畑の真ん中です。それで譲渡人、譲受人は、同じ経営者です。経営者内の社員と経営者ですかね。それで同家族の賃貸借ですので、問題ないと思います。皆さんの審議方よろしくお願いします。

○１７番委員（三宅　武二君）　１７番、三宅です。申請番号３６番の案件について報告いたします。資料は、５ページから７ページの資料です。場所は、上小学校から県道を錦町の方に行きますとウエムラテックがあります。その下に幸野溝が流れていまして、その幸野溝を錦の方に行きますと、●●林業の炭小屋があります。そしてその西には、上村の共乾があります。その中間点です。現地は、きれいに耕してありましたが、一部まだ堆肥が残っております。そして現地は、石がゴロゴロしておりますので、普通なら、私の考えではあの辺りは反当り２５万で動いてますけど、３０万というのは、よう頑張って買うてもろたなと思っているところであります。現地は、途中で幸野溝が入っておりましたので、非常に仕事はしにくいと思いますが、元々茶園でありましたので、排水はいいようでありますので、牧草にはまあまあいいのではないかなと思っております。審議方よろしくお願いします。

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　はい、ありがとうございました。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。まず申請番号３５番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　質疑なしと認めます。これから申請番号３５番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　全員賛成です。したがって、申請番号３５番の案件については許可することに決定しました。最後に、申請番号３６番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　質疑なしと認めます。これから申請番号３６番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　全員賛成です。したがって、申請番号３６番の案件については許可することに決定しました。

<u>日程第５　議案第２号</u>

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　日程第５、議案第２号、農地法第３条許可申請取下書につい

てを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（大林弘幸君）**　はい、農地法第３条許可申請取下書について説明いたします。資料は９ページの資料になります。今回は、１件の審議をお願いします。この案件は、先月審議されました申請番号３２番の案件で、審議保留となった案件です。議案書のとおり、譲受人及び譲渡人の方から申請における取下げがなされたもので、取下げ理由に記載されているとおり、譲受人の方が、現在所有している農地の管理状態の改善がみられないため、今後、整地して農地としての利用ができるようにするということが確認できるまで、今回の申請を取り下げたいとの申し出がありましたので、このことを審議していただきますようよろしくお願いします。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　はい、事務局の説明が終わりました。議案第２号の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　はい、４番、的射場委員。

〇**４番委員（的射場　洋一君）**　４番、的射場です。取下げそのものが議題にはならないんですが、仮にこれが申請されて却下された場合、もう一度申請はできないことになるんですか。

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　事務局お願いします。

●**農業委員会事務局長（大林弘幸君）**　今、的射場委員がおっしゃったとおりで、否決になれば二度と３条で申請できなくなりますので、その点を考慮いただいて本人とも十分話をさせていただいて、申請の取り下げをしていただいた経過があります。そこのところをご理解いただきたいと思います。

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　的射場委員いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　質疑なしと認めます。これら議案第２号の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　はい、全員賛成です。したがって議案第２号、農地法第３条許可申請取下書の案件については許可することに決定しました。

<u>日程第６　議案第３号</u>

◎**農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）**　日程第６、議案第３号、農地利用集積計画（第３回）の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

●**農業振興課課長補佐（山本　祐二君）**　それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は11 ページからご覧ください。申請番号１３１番から１４７番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号１４８番から１５０番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号１５１番から１５９番までは、新規の賃貸借権の設定です。申請番号１６０番から１６４番は、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定です。申請番号１６５番から１６６番は、新規の転貸による賃貸借権の再設定です。申請番号１６７番から１７８番までは、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は、１３ページ右手となります。今回の申請は４件で、申請番号１０番から１３番まで、すべて公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてですが、申請番号１０番の買い入れ価格は、一段目の土地が１０アール当たり３５万7，０００円、二段目の土地が１０アール当たり６１万2，０００円、申請番号１１番の買い入れ価格は、１０アール当たり５１万円です。申請番号１２番の買い入れ価格は、１０アール当たり６４万2，６００円です。申請番号１３番の買い入れ価格は、１０アール当たり８１万6，０００円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えております。１４ページから１６ページにかけて、利用権設

定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表等を載せております。以上で説明終わります。

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　議案第３号、農地利用集積計画（第３回）の決定についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　質疑なしということで質疑なしと認めます。これからの農地利用集積計画（第３回）の決定について採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　お諮りします。ただいま、事務局から、議案第４号農業経営基盤強化法第１６条第１項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　異議なしと認めます。議案第４号を日程に追加し、追加日程第１として、議題とすることに決定しました。

<u>追加日程第１　議案第４号</u>

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　追加日程第１、議案第４号農業経営基盤強化法第１６条第１項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてを議題にします。事務局の説明を求めます。

（山本課長補佐より説明）

●農業振興課課長補佐（山本　祐二君）　はい、それでは説明いたします。本日、追加提出したＡ３型の両面刷りをご覧ください。２月２３日に所有権移転あっせん申出書が、ご本人さんから提出されております。同月２７日に申請者、農業公社、農業委員職務代理者、担当の農業委員、農業委員会事務局立会いの下、あっせん調整会議を行いましたが、不調に終わったため、あさぎり町長に対し、申出者への通知を要請するものです。なお、８筆の合計面積は 19,458 ㎡で、裏面に申請地の字図を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　説明が終わりましたが、これについては全員協議会に変えまして、もう少し説明をしてください。よろしくお願いします。全員協議会に変えます。

休憩　１３時５２分

再開　１３時５４分

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　ありがとうございました。今の説明で大丈夫でしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　それでは審議再開します。説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　質疑なしと認めます。これから、議案第４号、農業経営基盤強化法第１６条第１項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手～確認）

◎農業委員会会長職務代理者（林田　樫臣君）　全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。平成２９年度あさぎり町農業委員会第１２回総会を閉会します。

●農業委員会事務局長（大林弘幸君）　起立。礼。

閉会　午後１時５６分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成　　年　　月　　日

あさぎり町農業委員会職務代理　　林田　樫臣

あさぎり町農業委員会　署名委員　２３番　中村　陽子

あさぎり町農業委員会　署名委員　２４番　橋口　丈一